消防だより

■問い合わせ先
上ノ国消防署
☎0139-55-2071

消防団揚水・取水訓練および防火対象物の増築について

消防団揚水・取水訓練

今年度最初となる消防団の訓練を４月24日㈰に実施しました。

訓練内容は、防火水槽に見立てた簡易水槽からの揚水訓練と消火栓からの取水訓練で、いずれの訓練も火災現場では最重要活動であり、消防団の肝の部分となっています。参加した消防団員は消防職員からの説明を熱心に受け真剣かつ意欲的に訓練に励んでいました。

消防団では、同様の訓練を年に数回実施するほか、消防職員と合同で実際の火災を想定した訓練を実施予定です。

建物の増改築や消防設備の改修等は消防に相談を

宿泊施設、飲食店、店舗等の建物は、面積、構造、階数などの定義に基づき、**消防用設備等の設置が義務付けられています。**

建物を新築する場合、建築基準法上の届け出や建物の審査のほか消防の同意が必要であり、その際、消防関係法令などに基づき必要な消防用設備等の設置の指示や消防検査を実施しています。

しかし、その後の増改築や異なる用途のテナントの入店などで、**新たに消防用設備等の設置義務が生じる**ことがあります。

また、現在設置している消防用設備等を改修したり、取り替えたりする場合も、**消防に届け出が必要**です。

建物の増改築や消防用設備等の改修などを実施する場合は、一度消防にお問い合わせください。

上ノ国町若年者等雇用奨励金交付制度

町内の若年者等の雇用機会の拡大及び雇用環境の充実を図るため、若年者等を雇用した事業者に対して奨励金が交付されます。

令和４年４月より対象雇用者の要件等が変更となりましたので、雇用をお考えの事業者は、お問い合わせください。

■助成額

対象雇用者に支給する給与額の1/2以内
ただし限度額は次のとおり

⑴採用日から１年間	総額60万円
⑵採用日の１年後から１年間	総額40万円
⑶採用日の２年後から１年間	総額20万円

■対象雇用者の要件

①雇い入れ時の満年齢が36歳未満で採用から３年以内の者
②本町に住所を有し、かつ、生活の本拠を有すること
③期間の定めのない契約により雇用された労働者
④短時間労働者でないこと　等

■交付対象事業者　町内に主たる事務所を有する事業者

■事業者の要件

①中小企業基本法第２条第１項に規定する中小企業者であること
②事業主または役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員または暴力団員と密接な関係を有する者でないこと
③国、地方公共団体その他これに準ずる公益性の高い法人及び団体でないこと
④国、地方公共団体から運営費、人件費等の補助金又は委託料等の交付を受けていないこと

■問い合わせ先　水産商工課　商工観光グループ

6月は｛町・道民税　第１期分｝の納期の月です。納期限内納付を！

納税には、確実で便利な口座振替を！
財政課税務グループ